

正しい知識を身に付け、夏を健康に 熱中症に気を付けましょう

熱中症は真夏の炎天下だけに起こるとは限りません。気温と湿度が高くなる梅雨時は、閉め切った部屋など高温・多湿の室内でも起こることがあるので注意が必要です。

☎ 消防署 (92) 1311

熱中症とは

暑さや熱によって体に異変が起きることを熱中症と言います。

熱中症は、その原因や症状程度によって、「日射病」「熱けいれん」「熱疲労」など様々な呼び方をされてきましたが、厳密に区別することが難しく、最近ではひとまとめにして熱中症と呼ぶことが多くなっています。

重症の熱中症は、緊急を要する危険な状態で、毎年多くの方が熱中症で命を落としています。

熱中症の症状

熱中症は自分では気付きにくいので、周囲の人同士で気を付け合うことも大切です。

- ▼軽症のとき
 - めまい
 - 頭痛
 - 倦怠感
 - 吐き気
 - 痛みを伴う足や腹部などのけいれん など
- ▼重症のとき
 - 汗をかかなくなり、皮膚が赤く乾いている
 - 体温が40度以上ある
 - 意識障害
 - 昏睡
 - 全身のけいれん など

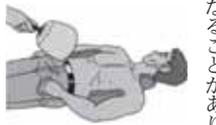
119番が必要なとき

汗をかかなくなり、皮膚が赤く乾いてくると、自分で体温の調節ができなくなり、体温が上昇します。

そのような時は命に関わる危険があるため、呼びかけても反応が鈍ければ、ただちに119番通報をしてください。

応急手当の方法

- 風通しの良い日陰や冷房の効いている場所に移動する
- 風が当たるように衣服を脱がせ、肌を水をかけてから風を当てる
- うちわや扇風機で風を当てる
- 意識がしっかりしていれば、スポーツドリンクなどを飲ませる
- 体温が40度以上あるときは脇の下、足の付け根を冷やす
- 楽な姿勢をとる
- ※ショック体位をとると楽になることがあります。



▲熱中症の冷却



▲ショック体位

取り付けは済んでいますか？ 尊い命を守るため 住宅用火災警報器を設置しましょう

6月1日は、千葉県住宅用火災警報器普及促進デーです。住宅火災で亡くなった人のうち、約6割が『逃げ遅れ』によるものです。火災の煙や熱を自動感知し、警報や音声で知らせる住宅用火災警報器の設置により、逃げ遅れを減らし、自分と家族の尊い命を守ることができます。

問い合わせ先

- 住宅用火災警報器について
- 消防本部予防課 ☎(92) 1313
- 悪質な訪問販売について
- 消費生活センター ☎(93) 5348

Qどんな種類があるの？

住宅用火災警報器には「煙式」と「熱式」がありますが、市の火災予防条例では「煙式煙感知器」の設置を定めています。



カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口

6月1日〜7日は水道週間

市では、皆さんに安心して水道を利用してもらうため、水道法に基づき水質の管理などを行っています。水道は、蛇口をひねれば簡単に水が出てくる身近な存在ですが、水は限りある資源です。大切に使いましょう。

☎水道課業務班 ☎(93) 3340

水道料金の支払いは便利な口座振替で

預金通帳、届出印、納入通知書または使用水量などのお知らせ（検針票）を持参し、取扱金融機関の窓口で申し込み手続きができます。

こんなときは連絡を

- 所有者が変わった
- 水が変色したり出なくなった
- 道路で漏水を発見した
- ▼連絡先
- 水道課 ☎(93) 3340

Q設置場所はどこ？

住宅用火災警報器の基本的な設置場所は寝室です。寝室が2階にある場合は、階段にも設置が必要になるほか、住宅の形態によっては廊下にも設置が必要です。

なお、台所には設置義務はありませんが、火を扱う場所なので、できるだけ設置しましょう。

悪質な訪問販売にご注意ください

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことで、悪質な訪問販売・点検が発生する恐れがあります。

消防職員が販売などを目的に個人宅を訪問したり、消防署から特定の業者に住宅用火災警報器や消火器などのあつせんや販売・点検を依頼することはありませんので、注意してください。

動物の正しい飼い方推進月間 人と動物が 共生できる社会に

問い合わせ先

- 県動物愛護センター ☎(93) 5711
- 印旛保健所成田支所 ☎(26) 7231
- 環境課環境衛生班 ☎(93) 4945

6月は動物の正しい飼い方推進月間

次のことに注意して、適切に飼いましょう。

- 動物を飼う前に、周囲に迷惑をかける責任を持って最後まで飼うことのできる環境かどうか、よく考える。
- 飼う動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気など、特徴を確認する。
- 動物由来感染症の予防のため、動物への過剰なふれあいは控え、動物に接触したら必ず手を洗う。
- 飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- 適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をする。

犬を飼うときは

- 首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが狂犬病予防法で義務付けられています。
- 犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させるときは、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 飼い犬が人をかんでしまったときは保健所へ届け出し、獣医師の検診を受けさせる必要があります。

猫を飼うときは

猫は屋内で飼いましょう。猫による他人への迷惑防止のほか、感染症や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

マイクロチップなどの装着を

動物には迷子札やマイクロチップを装着して、災害時などに放られてしまっても飼い主が分かるようにしましょう。

最後まで責任を持って！

- 動物は責任を持って最後まで面倒をみましょう。どうしても飼えなくなったときは、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも、絶対に動物を捨てずに、保健所や県動物愛護センターに相談してください。
- 愛護動物の殺傷は、最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。
- 愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。

県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、ペットの飼いや動物愛護、動物由来感染症などについて、学校の授業や地元での勉強会などに無料で講師を派遣しています。

